

「人権教育推進のための調査研究事業」のまとめ

1 事業実施前の状況と課題

本県では、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づき、平成14年度に「広島県人権教育・啓発指針」を策定するとともに、本県教育委員会では、「広島県人権教育推進プラン」を策定した。この「プラン」では、平成10年に文部省是正指導を受けた本県教育の課題を踏まえ、人権教育推進における県教育委員会の役割を示した。

特に、かつての「同和教育」が社会運動や政治運動と明確に区別されなかった面があったことへの反省や、ややもすると個別の人権課題に偏り、知識偏重に走るきらいがあったことへの反省を踏まえ、「生命の尊さや他人との共生・共感の大切さなど普遍的視点からの取り組みを重視」すること、「意見や感想の自由な交換ができるよう留意する」ことなどを明示した。また、社会教育における人権教育推進の具体的施策として、「参加型学習を取り入れ、学習意欲を高める学習プログラムの研究・開発に努める」としている。

県内市町における取組み状況をみると、多くの市町において人権教育の学習機会を住民に積極的に提供し、様々な学習活動が展開されている。また、これまで「指針」「プラン」の内容についての周知・徹底を図ってきたことにより、ほぼ全ての市町で普遍的視点を重視した事業が実施されており、個別の人権課題についても一部に偏ることなく、さまざまな人権課題を取り上げた内容になってきている。

しかし、参加体験型の学習方法については、少しずつ実施されるようにはなってきたが、効果的な方法や場面で実施されているとは言い難く、補助的な研修方法という場合が多い。この状況は、学習の企画・推進者が、参加体験型という学習方法を取り入れた具体的な学習プログラム立案の経験や様々な学習事例に触れる機会が少ないことが大きな原因の一つであると考えている。

2 研究主題

上記の状況と課題を踏まえ、研究主題を「学習意欲を高める参加体験型学習プログラムの開発及び普及方策等についての実践的な調査研究を行う」に絞り、事業を実施した。

3 モデル事業の実施（再委託）

（1）県内市町に再委託する理由

住民の学習活動における参加体験型学習プログラムの開発という研究主題から、実際に学習活動の場面において実施・検証することが必要不可欠であり、そのために市町に再委託し事業実施した。

（2）実施市町（再委託先）

平成16年度 新規：福山市(人口40万人)、 東広島市(12万人)
向島町(1万6千人)、 口和町(3千人)

平成17年度 継続：福山市(県東部、人口42万人) ※合併により人口増
東広島市(県中部、人口17万人) ※ //

○平成16年度は、次の理由により選定した。

- ・地域実態を考慮し、県内を東西南北4ブロックに分け、それぞれから選定。
- ・人口規模の異なる市町（研究成果が全市町で生かせるようにするため）。
- ・推進のための体制が整っていることや、事業実施への意欲。

○平成17年度、東広島市、福山市は継続である。

しかし、向島町及び口和町は、合併により消滅したため、継続実施が不可能となった。

(3) モデル事業の内容

- 参加体験型学習プログラムを開発すること。
- そのプログラムを地域での人権教育の場で実践し、検証すること。
- その成果や課題をまとめること（報告書の作成、県全体研修の場での発表）。

(4) 期待する成果

- 普遍的視点や個別の人権課題に対応した参加体験型学習プログラムが作成される。
- これまで主流であった講演やフィルムフォーラムといった受動的学習活動からの脱却、また参加体験型の必要性・重要性への認識が高まる。
- 事業を実施する中で、指導的役割を担うリーダーの育成が図られる。

4 調査研究の進め方

(1) 協議会及び調査研究委員会の設置、開催（事業の適正で効果的な推進）

- 事業に係る国及び関係市町教育委員会等との連絡調整
- モデル事業の状況把握、指導・助言
- 講師招聘による研修
- 先進地視察、全国規模の研修会参加
- モデル事業の検証、成果の取りまとめ
- 委託経費執行状況の調査、指導

(2) 「広島県人権教育実践交流フォーラム」の開催（事業成果の発表・普及）

- 対象 県内市町人権教育行政担当者等
- 内容 ・モデル事業実施市町による取組み報告
・参加体験型学習に係る講話・演習等

(3) 「広島県人権教育指導者養成研修会」での参加体験型学習に関する研修、モデル事業の発表（事業の側面的支援・理論や手法の普及）

- 6教育事務所それぞれにおいて開催（全8回）
- 対象 各教育事務所管内の市町人権教育行政担当者等

(4) 事業報告書の作成、配布（事業成果の普及・活用）

(5) 県教育委員会ホームページへの掲載（事業成果の普及・活用）

5 成果と課題

モデル事業実施市町からの報告、広島県人権教育実践交流フォーラム及び広島県人権教育指導者養成研修会の参加者アンケート等から集約した本事業による成果と課題は次のようなものである。

【 成 果 】

(1) 参加体験型学習に対する理解（フォーラムや研修会の実施）

- 市町教育委員会職員を中心に参加体験型学習の研修を重ねる中で、アイスブレイクの手法、ファシリテーターの役割、ふりかえりの重要性等についての学習活動を行ってきた。そのことにより、参加体験型学習の内容と組立て、その必要性と留意点についての理解が深まった。
- 直接住民に人権に関する学習機会を提供する立場にある市町の担当職員の参加を多く得て各種研修会を実施できたことは、本事業の研究テーマである「学習意欲を高める参加体験型学習」の県内市町への導入や広がりにつながった。
- 特に、人権教育を推進する側が、人権教育をどうとらえ、どのような内容や手法を用いて、学びの場を企画・実施していくのかを具体的に研修したことにより、各市町における人権教育の発展、充実につながった。
- 演習（ワークショップ）と理論研修を組み合わせ、フォーラムや各研修会を企画・実施したことにより、参加体験型学習の有効性が理解された。
- フォーラムや研修会の参加者から寄せられた反応が多かったもの。
 - ・ 自分の人権を尊重する意識を育む上で、参加体験型学習が効果的であることが分かった。
 - ・ 参加者間の垣根を低くし、お互いが共に考え表現する関係が生まれ、自分を語り合うことができるようになること、多様性が実感でき、皆で力を合わせる快感を得ることなど、参加体験型学習の良さが理解できた。
 - ・ 自己表現しやすい雰囲気づくりや、生活に根ざしたテーマの設定などが必要であること、参加者に学習のねらいを理解してもらうことなど、参加体験型学習実施上の留意点が理解できた。

(2) モデル事業実施における成果

- 研究主題を「学習意欲を高める参加体験型学習プログラムの開発及び普及方策等についての実践的な調査研究を行う」ことに絞って再委託して、モデル事業を実施したことにより、事業内容が焦点化され、全県的な高まりを生むことができた。
- 本事業における参加体験型学習の研修を通して、公民館職員、社会教育指導員、地域の推進者、そして社会教育担当職員の一部感と相互のネットワークが生まれた。そのことにより、公民館で学習を行う際の指導者としての自覚や体制が創出された地域もあった。
- モデル事業の実施内容やその成果等について、研修会等の場を活用して積極的に発表し、その普及に努めた。このことにより、具体的な事例として参加体験型学習の効果や必要性への認識が県内市町に広がった。

- テーマに沿った各実践により、数多くの参加体験型学習プログラムが開発された。また、人権に関する学習の場での導入も一層推進された。
- さらに、県事業も含め、市町での事業内容を1年ごとに報告書としてまとめた。特に、実践した内容を「学習プログラム」として編集して掲載したことにより、「参加体験型学習プログラム集」としての機能を持ち、今後活用できるものとなった。

【課題】

(1) 参加体験型学習のさらなる進展

- 住民の人権感覚の醸成と人権意識の高揚を図るためには、参加体験型学習という手法に、地域課題や人権課題についての理論研修を交えていく工夫が必要である。
- 住民に対する学習活動の中で、さらに参加体験型学習を意識的に取り入れ、人権学習のもつイメージの転換と、学習活動への楽しさや充実感を求めていくことが必要である。
- 住民を対象とした学習を広げていくためには、プログラムをさらに使いやすくすること、アクティビティの開発、席の配置の工夫等、実践的な研修の積み重ねが今後とも必要である。

(2) 指導者の育成

- 市町教育委員会における人権教育の推進、そして参加体験型学習の普及をさらに充実させるためには、その推進者である市町教育委員会人権教育担当者や社会教育施設職員の認識や力量を高めることが必要不可欠である。
- 今後とも、人権教育の目的や基本理念を踏まえた具体的な学習活動の在り方やその実践事例、参加体験型学習におけるファシリテーターの在り方や技能等について、研修の充実と提供に努め、市町における指導者の育成を図っていく。

(3) 組織的な事業推進への支援

- 平成14年度策定の「広島県人権教育・啓発指針」及び「広島県人権教育推進プラン」に基づくこれまでの施策推進により、県内市町においては人権教育の基本的理解も進み、その取組みも定着しつつある。
- また、本県においては平成の大合併により、平成15年に86あった市町村が、平成17年度末には23市町になった。多くの市町においては、新組織・新体制での行政施策が鋭意取り組まれている。
- こうした現状をとらえ、社会教育分野における人権教育推進に関しても、その学習方法や内容などの具体像を示すことにより、適正な人権教育が推進されるよう指導助言していく。特に、生涯学習・社会教育の場面にどう人権教育を位置づけていくのか、また具体的にどのような学習内容を提供するのか、各市町教育委員会が行政組織としての明確な方針を持ち、公民館等の社会教育施設において、より効果的な取組みを進めていけるよう、県教育委員会として支援に努めていく。